

内閣参質二〇四第七九号

令和三年六月十一日

内閣總理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員鈴木宗男君提出月刊「正論」七月号の公安調査庁次長横尾洋一氏と作家元外務省主任分析官佐藤優氏の対談に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員鈴木宗男君提出月刊「正論」七月号の公安調査庁次長横尾洋一氏と作家・元外務省主任分析官佐藤優氏の対談に関する質問に対する答弁書

一及び六について

日本共産党は、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に基づく調査対象団体であり、また、同党は、日本国内において同法第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行つた疑いがあり、同党のいわゆる「敵の出方論」に立つた暴力革命の方針に変更はないものと認識している。

二について

御指摘の「齟齬」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、現在においても、日本共産党のいわゆる「敵の出方論」に立つた暴力革命の方針に変更はないものと認識している。すなわち、同党のいわゆる「敵の出方論」については、平成元年二月十八日の衆議院予算委員会における石山陽公安調査庁長官（当時）が「昭和三十六年のいわゆる綱領発表以降、共産党は議会制民主主義のもとで党勢の拡大を図るという方向で着々と党勢拡大を遂げられつてあることはお示しのとおりでございます。ただ問題は、それは政治的な最終目標であるのかあるいは戦略または戦術の手段であるのかということの問題でござい

ます。私どもはそれらに対しまして、今冷静な立場でもつて敵の出方論何かにつきましても調査研究を進めておる段階でございまして、今のところその結果として直ちに公党である共産党に対し規制請求すべき段階に立ち入っているとは思わないから請求もしていないということであります。なお、敵の出方論について今御教示を賜りましたが、一つだけ私からも申し上げておきたいことがございます。御存じのとおり、政権確立した後に不穏分子が反乱的な行動に出て、これを鎮圧するというのは、たとえどなたの政権であろうとも当然に行われるべき治安維持活動でございます。ところが敵の出方論という中には、党の文献等を拝見しておりますと、三つの出方がござります。一つは、民主主義の政権ができる前にこれを抑えようという形で、不穏分子をたたきつけてやろうという問題であります。それから第二には、民主主義政権は一応確立された後に、その不満分子が反乱を起こす場合。三番目は、委員御指摘のような事態であります。ですから、それらにつきまして一部をおっしゃっておりますけれども、その全部について敵の出方論があり得る」旨を述べた答弁と同様の認識である。

### 三について

御指摘の「公安調査庁が・・・という二点です」については、御指摘の「本件記事」における記載内容

からすると、日本共産党の機関誌「前衛」二千十九年七月号から引用したと考えられるものであり、お尋ねについては、政府としてお答えする立場はない。

#### 四について

御指摘の記事については承知している。

#### 五について

憲法に関する特定の政党の方針については、政府としてお答えする立場はない。